IΗ

## 貿易一般保険包括保険(船舶)特約書

平成 1 4年 1 0月 4日 0 2 - 制度 - 0 0 0 4 8 沿革 平成 1 5年 9月 2 4日 一部改正 平成 1 6年 7月 9日 一部改正 平成 1 7年 3月 2 9日 一部改正 新

## 貿易一般保険包括保険(船舶)特約書

平成 1 4 年 1 0 月 4 日 0 2 - 制度 - 0 0 0 4 8 沿革 平成 1 5 年 9 月 2 4 日 一部改正 平成 1 6 年 7 月 9 日 一部改正 平成 1 7 年 3 月 2 9 日 一部改正 平成 1 8 年 3 月 日 一部改正

第1条~第2条 (略)

(てん補範囲等)

第3条

1項~2項 (略)

- 3 日本貿易保険は、前項に掲げる場合のほか、輸出契約等の相手方が次の各号のいずれかに該当する場合には、約款第3条第1号のてん補危険について約款第4条第11号から第13号までのいずれかに該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。
- 一 輸出契約等の相手方が、保険契約の申込時において名簿上<u>与信管理区分</u>P又は事 故管理区分Rに格付けされている場合
- 二 輸出契約等の相手方が、保険契約の申込時において名簿上<u>与信管理区分G以外の</u> 管理区分に格付けされている場合(約款第4条第12号又は第13号に該当する事由 により生じた損失を除く。)
- 4 日本貿易保険は、第2項に掲げる場合のほか、代金等の決済が起算点(OECD輸出信用アレンジメントに定める起算点をいう。以下同じ。)後2年未満に行われる輸出契約等にあっては、輸出契約等の相手方(輸出契約等の締結の相手方と当該輸出契約等に係る代金等の支払人が異なる場合には、当該支払人)が保険契約の申込時において名簿上EM、EF若しくはECに格付けされている場合又は与信管理区分P若しくは事故管理区分Rに格付けされている場合には、約款第3条第2号又は第4号のてん補危険について約款第4条第12号又は第14号に該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。
- 5 第3項第1号及び前項の規定にかかわらず、取消不能信用状(以下「ILC」という。)により代金が決済される場合(ILCの発行銀行が保険契約の申込時において名簿上与信管理区分G又はSAに格付けされている場合に限る。)には、当該ILC取得後、日本貿易保険は、約款第4条第12号から第14号までのいずれかに該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じる。

第1条~第2条 (略)

(てん補範囲等)

第3条

1項~2項 (略)

- 3 日本貿易保険は、前項に掲げる場合のほか、輸出契約等の相手方が次の各号のいずれかに該当する場合には、約款第3条第1号のてん補危険について約款第4条第11号から第13号までのいずれかに該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。
- 一 輸出契約等の相手方が、保険契約の申込時において名簿上<u>名簿区分</u>P又は事故管理区分Rの場合
- 二 輸出契約等の相手方が、保険契約の申込時において名簿上GS格、GA格又はG E格以外に格付けされている場合(約款第4条第12号又は第13号に該当する事由 により生じた損失を除く。)
- 4 日本貿易保険は、第2項に掲げる場合のほか、代金等の決済が起算点(OECD輸出信用アレンジメントに定める起算点をいう。以下同じ。)後2年未満に行われる輸出契約等にあっては、輸出契約等の相手方(輸出契約等の締結の相手方と当該輸出契約等に係る代金等の支払人が異なる場合には、当該支払人)が保険契約の申込時において名簿上EM格、EF格若しくはEC格に格付けされている場合又は名簿区分P若しくは事故管理区分Rの場合には、約款第3条第2号又は第4号のてん補危険について約款第4条第12号又は第14号に該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。
- 5 第3項第1号及び前項の規定にかかわらず、取消不能信用状(以下「ILC」という。)により代金が決済される場合(ILCの発行銀行が保険契約の申込時において名簿上GS格、GA格、GE格又はSA格に格付けされている場合に限る。)には、当該ILC取得後、日本貿易保険は、約款第4条第12号から第14号までのいずれかに該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じる。

以 下 (略)	以 下 (略)
	<u>附 則</u> この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。